

Title	中世イングランド議会研究についての二三の覚書(一)
Sub Title	Some recent advances in the study of constitutional history of Mediaeval England (1)
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1963
Jtitle	史学 Vol.36, No.1 (1963. 8) ,p.95- 101
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19630800-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

中世イングランド

議会研究についての二三の覚書 (一)

森岡敬一郎

中世イングランド議会について語る時、我々は、全てのイングランド中世制度研究古典とされてゐる Stubbs の見解の検討を以つて初めなければならぬものと思ふ。

周知の如く Stubbs にとっては、議会とは、全イングランドの国民的会議 (National Council) であり、第一義的には「政治的集会」 (Political Assmby) であつて、この集会への平民 (Commons) の参加が、議会たるを、他の同種の集会 (tractus, colloquium, consilium, etc.) とを区別する指票であつた。従つて、第三身分、即ち Commons の召集を国王が初めて行つたものとされる一二九〇年の議会が、「Model」Parliament

と呼ばれ、それ以後の議会に於ける Commons の役割に對しても、極めて高い評価が加えられたのである。

こうした Stubbsian Theory が今日では、無批判に認められてゐるのではないことも言を俊まない。この Stubbsian Theory に對して、その背後にある一九世紀イングランド的な議會政治理念との關係に於いて又その後の史料研究の成果に基いて G. Lapsley の下した評価は、⁽¹⁾ けだし最も至当のものと言へよう。

この Stubbs の見解に對する批判を最も確実な基礎から行つたのは F. W. Maitland である。彼は一三〇五年の議會議事録を編集し、それに徹底的に検討を加えて

Stubbsian Theory に対して多くの疑点を見出したのであつた。即ち彼によれば、一三〇五年の議會は、一二九〇年の例に倣ひ、国王と、聖職者（九五人の高位聖職者、約一四五人の下位聖職者）貴族（九人の earls 九四人の barons）及び所謂 Commons から形成され、これに又約三九人の King's Council のメンバーが加はつてゐた。しかし注目すべきことは、議事録に記載されてゐる重要な事柄は、一般のバロンや州騎士、都市代表が、議會の終了を宣せられて會議を去つて後、King's Council によつて行はれたこと、又議會の機能の主たるものが Petition の受理と審理という裁判機能にあつた点であつた。ここに彼は有名な議會＝特殊の裁判所という見解と、又議會に於ける King's Council の役割の強調という新らしい主張を提起することとなつたのであるがこれも既に周知のことであらう。

Stubbs は勿論、Maitland が自説を発表して以来既に可成りの年月を経てゐ、この間に於ける一三・一四世紀のイングランド議會研究は可成り著しいものがある。一方に於いては、新史料の発見、ヨーロッパ諸国の等族議會の研究の進歩、或は又、特に Stubbs の暗黙の

裡に前提としてゐた一九世紀的な議會主義の理念への批判など、夫々研究に新しい分野を開くことになつた。しかしてこの間の研究の進歩を、極めて概括的に言へば、大体 Maitland 的路線に則して進められてゐたと言へよう。一方最近に於いては又、Stubbs の復興も試みられてゐ、ここに一三・四世紀のイングランド議會の研究は、Maitland 路線に則した一派と、そのままの形ではないのは勿論であるが、Stubbs 的路線に従ふ一派との対立が見られ、その間に、両者の綜合或は折衷を試みようとする Sir Maurice Powicke の見解が主張されてゐると見てよいであらう。⁽²⁾

Maitland 説に最も忠実であり更にそれを極端化した主張をなすのは、Richardson＝Sayles である。この二人の学者は、

“Early Records of the English Parliaments.”

Bulletin of Institute of Historical Research,

V. (1928) 129-54, *ibid.*, VI. (1929) 71-88,

129-55.

“The King's Ministers in Parliament”

1272-1377, Eng. Hist. Rev., XLVI (1931)

529-50, *ibid.*, XLVII. (1932) 194-203, 377-97.

等の論文を共同で執筆し、又 Richardson は単独で

“The Origins of Parliament”

Trans. of Roy. Hist. Society, 4th Series,

Vol. XI. (1928) 137-85.

を発表してゐる他、両者は共同で或は単独で、Selden Society, Camden Society 等のために編集した史料の解題に於つて、自説を発表し、発展をさせてゐる。(1)の編纂の中には Rotuli Parliamentorum Anglie Hactenus Inediti, MCCLXXIX-MCCCLXXXIII (Camd. Society, 1935) があつる。更に昨年、Law Quarterly Review 誌上に Richardson, Sayles 共著で Parliament and Great Council in Mediaeval England. を発表し、彼等の主張に対して加えられた批判に答へると共に、従来の自説を整備した姿で公にしてゐる。今此所にこの論文の二三の論点を紹介しつつ、中世イングランド議会研究の傾向の一斑に触れたいと思ふ。

本書の結論とする所は、一には中世イングランド議会が少くも Edward III 治世末までは、本質的には、特殊の裁判所に過ぎなかつたといふことである。この意味で彼の立場は全く Maitland の路線に従ふものであり、最近同じく Constitutional History of Mediaeval England (London, 1955-58) を発表した B. Wilkinson の Stubbs 的な、中世イングランド議会を第一には、Community of Realm の (広義の) Political Assembly として見る見解とは、対極に立つものと言へよう。又、三身分の構成する Estates としての議会よりも *Fleta* の所謂 King in Council in Parliament の意義を強調する意味に於いても、Maitland の流れを汲むものであるし身分制議会としてのイングランド議会の意義を強調し、*Fleta* の史料的価値を軽く見て、*Modus Tenendi Parliamentorum* の史料的価値を重視する B. Wilkinson とやはり対照的であると言へよう。⁽²⁾ Richardson 及び Sayles が本論文に於いて問題としてゐる点は一三・四世紀の議会 (当時の用語によれば Parliamentum) の特徴は何かと言ふことにある。そし

て、それを、出来得る限り、同時代的史料に於いて、議会の本来の機能として、人々、特に教養ある人々の心に於いて議會に対して何が期待されてゐたかの分析を通して明らかにしようとしてゐる。この機能を重視する点に於いても彼等は正に Maitland 的であり、更に又 Maitland が一三〇五年の議會議事録を校訂した如く、*Rotuli Parliamentorum Inedi*, を編纂し、議事内容を未刊の史料に依拠して明らかにしようと努めてゐるのである。彼等にとつては、議会の議員構成の問題は二議的な意味しかもたない。この点、先に述べた B. Wilkinson が *Stubs* 的伝統に比較的忠実に *writ of sommon* やその他の *parliamentary writs* を重視しかつ又構成の問題に注意を払つてゐるのにも、又、多くの学者が可成り Maitland の影響を強く受けても尚構成にも注意を払つてゐるのとも相違してゐる。換言すれば、彼等の意図する所は極めて広い意味での政治的な各種の集会の中、特に *Parliament* と称せられるものの機能の内、他の集会からそれを区別するものありとすればそれは何かを問ふことにあるのである。従つて Plucknett の「又より最近に於つては Mc Kisack の Fourteenth Century

(*Oxford History of England*) (*Oxford, 1959*) に於いて採つてゐる「何が議會かと言ふ間に明解な解答を与へることは出来ない。一四世紀の三〇年代に於いてすら、この言葉 (*parliament*) 日常語の臭がつかまとい、*parliamentum, tractus, colloquium, consilium* と種々に表示される同種の諸會議の間に区別を設けようとする全ての試みは結局人々を説得させることが出来ない」(同書一八二頁) という立場は彼等の取る所ではない。又、彼等の追求する所は、他と區別する特徴であるから、議會が特殊の裁判所としての機能以外のものは行はなかつたというのでもないのである。

「議會」とは、彼の言葉を以つてすれば「一種類しかなく、国王又は構めて特殊な意味で国王代表する人による裁判執行が本質」なのである。これは、正に、「議會に於いて、*Council* に於ける国王は法廷を開く。そこでは司法上の疑点は解決され、新たに明るみに出された悪に対して新らしい救済方法が案出され、各人に正義が頒たれる。」と言ふ *Fleta*, lib. ii, c. 2 (*Selden Society Edition*, P. 109) の定義に一致するものと言へる。次に *Richardson = Sayles* の定義について若干の註

解を加えて見よう。

彼等が「議會が唯一種類のものしかない」と言つてゐるのは一二九〇年以前のと稱するもの、又は身分制會議に對して、これらを pre-parliament. と稱して本来の議會と區別しようとすることに對する批判である。序で乍ら Richardson = Sayles とは反對の説をなす B. Wilkinson とても、一二九〇年以前に、既に、議會が確立してゐたこと、pre-parliament と本来の議會との間に區別を設け得ないとする点に於いては、彼等と一致してゐることを附言して置かう。

Richardson = Sayles が議會制度の起点としてゐるのは、一二五八年の Provision of Oxford である。この事件をめぐる一聯の文書の検討を介して、同一構成の集會があるものは Parliamentum と呼ばれ、他のものは Magnum Concilium と呼ばれてゐること、しかしこの両者が全くの同意語とは考へられないことを見出してゐる。そして彼等の説に従へば、必ず国王の出席を要すること（特に Justicier の地位にある Hugh Bigod にしても、通例の Great Council は主宰し得てもは、Parliament 主宰し得ないとされてゐる）その定時性

中世イングランド議會研究についての二三の覚書

（一年二回又は三回一定時期に開催せられること）が、Parliament と Great Council との相違と考へられるのである。

一三世紀後半には、議會について伝へる史料は乏しい。次に一三一一年の Lord Ordainers の運動は、又議會についての当時の教養ある人々の觀念を明らかにする幾多の史料を残してゐる。そこに注目されるべきは、「議會」の構成及び誰を召集すべきかについては一言もされてゐない事。第二には、請願を処理するために、国王の主宰する特殊の裁判所としての議會を定期的開催することを要求してゐる点である。

従つて Edward I. Edward II. の治世を通じての議會についての、教養ある人々の期待は、Fleta に於ける議會のの記述と表裏をなすものと言へる。

II

既に一三世紀からここに所謂議會以外の、旧来の Curia Regis の aforced meeting が存在してゐたことは既知のことであるが、この系統を引くものとして一三三〇年代以降、Magnum Consilium と稱せられる會議

（九九） 九九

が史料に現はれて来る。この会議は、一四世紀後半には、*King's ministers* と聖俗の有力者の構成する所のものとなり、後には、議会と並んで、又その *alternative* として諸般の活動を示すものとなつてゐる。この両者は、時にはある議会と *Magnam Consilium* とは、不注意な年代記者などに於いては、混合されてゐることもある程に両者の機能が類似してゐるにも不拘、両者を区別し得るのは、*Magnam Consilium* に関しては請願に対する裁判という機能についての記述がないのに対し「議会」については、上記の諸例や、一三・四世紀の議会の議会記録が圧倒的に裁判関係の記録であること (*Stubbs* もこの点を認めてゐる。) 又、*Edward II* から *Edward III* にかけての議会に出席した経験のある *Adam of Orleton* が議会について「*pro justicia omnibus exhibenda*」と記してゐることから判るように、請願に対する裁判をその特徴としてゐた。

しからば、議会に於ける裁判とはいかなるものであつたのか。この点を少しく紹介して見たい。請願は国王の定めた *Receivers* に提出され、それは *King's Council* のメンバーからなる *Auditor* (又は *Triers*) によ

つて審査され、そこで解決不可能なものは、*Council* と *Baronage* 及び貴族との共同集会に於いてその処置が決定される。この請願に対する判決の方法自体については、既に *Maitland* があの古典的論文 *Introduction to the Memoranda de Parlamento, 1305* に於いて詳細に論じてゐるのであるが、この方法が一三・四世紀の議会の通常の方法であつたことについては、*Richardson, Sayles* 両氏も共に異論はない。

従つて、議会の特徴的機能が請願に対する判決にあるとすれば、その提供者である *Commons* ではなく、*Barons* である *Lords* が、特にその中心となつて活動した *King's Council* のメンバーが支配的重要性をもつものとしなければならぬ。従つて議会内に於ける *King's Council* は *Maitland* の言ふ如く “the core and essence of parliament” (*Maitland*, 前掲論文 p. lxxxvii) なのである。一四〇一年に於いてすら和戦の決定は *King's Council* に於いて行はれ、それに対して議会の同意が必要か否かは、明確ではなかつたし、又その前年には *Commons* からの課税を必要としない事柄については議会の同意が必要ではないとされ、又、一

三五三年に、議会以外に於いて立法を行ふことが可能なりや否やが問題となり、一般の意見は、議会に於ける立法を必要とするとの方向に向つてゐるが、それはこの時からの新しい傾向であつたことなどの諸点から、Richardson, Sayles 両氏は議会ではなく Council が国政の中心機関であり、議会が重要な機能を営んでゐるのは、そこに King's Council が含まれてゐるからであり、議会の特徴的機能はあくまで請願に対する処理、審理にあるとするのである。

この見解は *Consilium Tractus* その他の諸會議と議會との関係、又、身分制會議とは言はれながら、政治的會議と称しても一四世紀初頭には尚 Commons を含まないもの、あることなどの多くの我々の疑点に対して、議會内の運営に注目して一応の結論を Maitland 説の延長の上に導き出した点には、我々に示唆する所が多いとしても B. Wilkinson その他に見られる議會 II 身分制會議 II 国政の中心とする説の側からの綿密な批判を考慮することなくしては、直にそのままの形で承認することは出来ない。

最近に於ける議会史研究の一つの傾向としては、(4)

中世イングランド議會研究についての二三の覺書

中世後期の議會に於ける Lords と Commons との相対的な関係いかん。(4) House of Commons の構成員の分析。(4)他のヨーロッパの同種の機関との比較によるイギリス議會の特殊性、引いてはイギリス国全体の特殊性を理解せんとする比較的分野の研究などがある。これらについては、漸次機会を得て続稿に於いて取上げて行きたい。

- 註 (1) G. T. Lapsley, *Crown, Community and Parliament in the Later Middle Ages* (1951. Oxford) 5.55
(2) M. Powicke, *The Thirteenth Century* (Oxford History of England. Vol IV (1962² Oxford))
(3) B. Wilkinson の見解が、*Constitutional History of Mediaeval England*, Vol. III Chap. V Parliament to the Death of Edward I (264—321) Chapter VIII Parliament in the Fourteenth Century. (322—375) 27 又 *Studies in the Constitutional History of the 13th and 14th Centuries*, 1952 Manchester. Chap. II The Nature of Parliament. (15—54) に發表されてゐる。